

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例（平成19年3月27日京都市条例第43号）（産業技術研究所工業技術センター）

京都市産業技術研究所の使用料及び手数料の適正化を図るため、本市の区域内に住居又は事業所を有しない事業者等から徴収する使用料及び手数料の割増率を次のとおり改定することとしました。

改正前	改正後
1.5倍	2倍

この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第43号

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例

京都市産業技術研究所条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考4及び別表第3備考1中「区域外」を「区域内」に、「有する」を「有しない」に、「1.5」を「2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

(産業技術研究所工業技術センター)